

岩手県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

岩手県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

岩手県養ほう振興法施行細則（昭和31年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p style="text-align: center;"><u>岩手県養ほう振興法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>養ほう振興法</u>（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）及び<u>養ほう振興法施行規則</u>（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(飼育届)</p> <p>第2条 法第3条第1項の規定による届出は、<u>みつばち飼育届</u>（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p><u>(みつばち転飼許可申請書)</u></p> <p>第3条 省令第2条に規定する申請書は、<u>みつばち転飼許可申請書</u>（様式第2号）によらなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;"><u>みつばち飼育届</u></p> <p><u>養ほう振興法</u>第3条第1項の規定により、次のとおり<u>みつばち飼育</u>について届けます。</p> <p>1 年1月1日現在<u>みつばち飼育</u>状況</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td style="text-align: center;"><u>飼育ほう群数</u></td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table> <p>2 年<u>みつばち飼育</u>計画</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td style="text-align: center;"><u>飼育ほう群数</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>	[略]	<u>飼育ほう群数</u>			[略]	<u>飼育ほう群数</u>	[略]	[略]			<p style="text-align: center;"><u>養蜂振興法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>養蜂振興法</u>（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）及び<u>養蜂振興法施行規則</u>（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(飼育届)</p> <p>第2条 法第3条第1項の規定による届出は、<u>蜜蜂飼育届</u>（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p><u>(転飼許可申請書)</u></p> <p>第3条 省令第2条に規定する申請書は、<u>蜜蜂転飼許可申請書</u>（様式第2号）によらなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p style="text-align: center;"><u>蜜蜂飼育届</u></p> <p><u>養蜂振興法</u>第3条第1項の規定により、次のとおり<u>蜜蜂の飼育</u>について届け出ます。</p> <p>1 年1月1日現在<u>蜜蜂の飼育</u>状況</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td style="text-align: center;"><u>飼育蜂群数</u></td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table> <p>2 年<u>蜜蜂飼育</u>計画</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td style="text-align: center;"><u>飼育蜂群数</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)</p>	[略]	<u>飼育蜂群数</u>			[略]	<u>飼育蜂群数</u>	[略]	[略]		
[略]	<u>飼育ほう群数</u>																				
[略]	<u>飼育ほう群数</u>	[略]																			
[略]																					
[略]	<u>飼育蜂群数</u>																				
[略]	<u>飼育蜂群数</u>	[略]																			
[略]																					

電話番号

みつばち転飼許可申請書

次のとおり転飼について許可を受けたいので、養ほう振興法第4条第1項の規定により申請します。

[略]	<u>ほう群数</u>	[略]
[略]		

備考1 [略]

- 2 転飼場所付近の見取図。ただし、転飼の場所が自己の所有に属しないときは、見取図にその土地を使用しうることを証する書類を添付してください。

[略]

蜜蜂転飼許可申請書

次のとおり転飼について許可を受けたいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

[略]	<u>蜂群数</u>	[略]
[略]		

備考1 [略]

- 2 転飼場所付近の見取図(転飼の場所が自己の所有に属しないときは、見取図にその土地を使用し得ることを証する書類を添付してください。)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の養蜂振興法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書又は届について適用し、同日前に提出した申請書又は届については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県養ほう振興法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。